

議会基本条例制定に向けての
地方主権調査特別委員会の活動

地方主権調査特別委員会の活動の概要

桐生市議会では、平成 21 年 6 月 23 日に地方分権・地方自治調査特別委員会を設置して、同特別委員会に検討を委ねられた議会運営関係の諸課題のうち、「政治倫理条例」について調査研究し、平成 22 年第 4 回定例会において、「桐生市政治倫理条例」を可決しました。その後、「今後も引き続き議会基本条例に向けて調査研究を進めるべき」という委員の総意を再確認して、平成 23 年 3 月 15 日の最終報告をもって同特別委員会は幕を閉じました。

同年 6 月 9 日に地方主権調査特別委員会を新たに設置して、地方分権・地方自治調査特別委員会からの懸案事項であった「議会基本条例」について調査研究することといたしました。

同特別委員会における調査研究については、委員会での発言は、ブレインストーミング方式により自由に発言できるようにしたほか、議会基本条例は、議員全員に関係することから委員以外にも委員会開催通知を配付し、多くの傍聴を促すだけでなく委員外発言も積極的に取り入れるなど、これまでにあまり例のなかった方法で進めていきました。さらに、条例に取り入れるべき項目や現状などひとつひとつ付箋を用いて記録し、模造紙やホワイトボードを活用して整理、それぞれの項目について丁寧に議論を重ねていきました。また、「議会基本条例」は市当局にも影響が大きいことから、同特別委員会と市当局との打ち合わせ会を開催して、それぞれの課題等について意見交換を行いました。

平成23年6月9日の第1回から条例案の議案上程の平成25年9月18日まで2年3か月あまりの間に42回の同特別委員会を開催し、多くの議論を重ねた結果、9月6日には議員全員による全員協議会を開催して、議会基本条例制定に向けた条例案を作成しました。また、市民のみなさまには、条例案を提案するにあたり、8月1日から30日間、「桐生市市民の意見提出手続きに関する条例」に準じて市民の皆さんにご意見を募集したところ、7人から27件の意見提出をいただきました。

9月18日の平成25年第3回定例会に上程された「桐生市議会基本条例案」は、同日に可決、10月1日から施行いたしました。

同特別委員会は、その後本書である「桐生市議会基本条例」の逐条解説を作成し、平成 26 年 5 月 20 日に開催した第 47 回の委員会を最後に委員会の開催は終了、6 月 18 日の平成 26 年第 2 回定例会の最終報告をもって約 3 年間の活動に幕を閉じました。

地方主権調査特別委員会の開催状況

開催	年 月 日	委員会の内容	備考
第1回	平成23年 6月9日(木)	正副委員長の互選を行う。	
第2回	9月6日(火)	今後の進め方を協議し、「議会基本条例」の作成することを決める。	
第3回	9月14日(水)	「議会基本条例」を平成24年度末を目標に作成することを決める。次回までに参考になる他市の議会基本条例を各委員が用意することを決める。	
第4回	9月27日(火)	1県6市1町の「議会基本条例」について検討し、条例の理念について協議する。	
第5回	10月14日(金)	今後、休憩中にブレインストーミング方式により協議を進め、模造紙やホワイトボード、付箋などを活用しながら委員会を進めることとする。理念、目的について協議する。	今回よりブレインストーミング方式により行う。
第6回	11月16日(水)	理念、目的について協議する。その結果、理念については今後も引き続き検討することとし、目的については、『この条例は、理念に基づき、二元代表制のもと、開かれた議会、市民参加の促進、議会の活性化を目指し、自主自立した桐生らしい地方自治の実現を目的とする』とし、その中でこの目的は「①開かれた議会」、「②市民参加」、「③議会の活性化」、「④自主自立した桐生らしい地方自治の実現について」の4つの項目に分ける。また、委員から議会全体の情報交換の場の発言があり、本委員会において、委員外からの発言を認めることにより情報交換ができることから、次回から全議員あてに委員会開催通知の配付を決める。	
第7回	12月7日(水)	「条例に定めた項目」の4項目の中の「①開かれた議会」について協議する。	今回より全議員へ開催通知する。
第8回	12月21日(水)	「条例に定めた項目」の4項目の中の「①開かれた議会」についてとりまとめる。また「④自主自立した桐生らしい地方自治の実現」については「④自主自立した桐生らしい自治の実現」と変更し、新たに「⑤議会・議員の役割」を追加して、それぞれの項目について協議する。	
第9回	平成24年 1月20日(金)	「①開かれた議会」について議論し、「①開かれた議会」の項目について、大項目、中項目等とりまとめる。	
第10回	2月14日(火)	予算特別委員会のルールに従うことを明言しない議員が委員であったため、大方の委員から「不信感を持ったまま委員会審査を続けることはできない」という意見があり、今回は審査を見送る。	
第11回	3月27日(火)	「②市民参加」について協議し、大項目、中項目をとりまとめる。	
第12回	4月13日(金)	「②市民参加」の小項目について協議する。	
第13回	5月7日(月)	「③議会の活性化」について協議し、大項目、中項目等を取りまとめる。	
第14回	5月25日(金)	「④自主自立した桐生らしい自治の実現」について協議する。その結果、この項目を削除し、その中にあった各項目を「③議会の活性化」と「④議会・議員の役割」に項目を振り分ける。	
第15回	7月6日(金)	「④議会・議員の役割」を「④議員の役割」に変更し、大項目、中項目及び小項目について協議する。また、「②市民参加」と「③議会の活性化」について協議する。	今回より、委員1名減

開催	年 月 日	委員会の内容	備考
第16回	7月17日（火）	「③議会の活性化」の小項目及び、「④議員の役割」について協議する。	
第17回	8月21日（火）	「①開かれた議会」の中項目にあった各項目を他の小項目に分類する。また、「④議員の役割」について協議し、名称を「④議員の責務」に変更する。	
第18回	9月13日（木）	4つの大項目及び中項目について協議し、このままでいくことを確認する。	
第19回	9月28日（金）	「①開かれた議会」「②市民参加」「③議会の活性化」の小項目について条例に入れるか逐条解説に入れるか協議する。基本的な考え方として、条例に明文化するのは小項目までとし、具体的な各項目については逐条解説とする。また、条例化するにあたり、必要としないものについてはすべて削除することを決める。「④議員の責務」を「④議員の役割」に戻し、中項目についても協議する。	
第20回	10月9日（火）	「③議会の活性化」の一部及び「④議員の責務」について協議する。その結果、「④議員の責務」を「④議員の活動原則」に変更し、大項目、中項目、小項目を決める。反問権及び通年議会については次回協議と決める。	
第21回	10月19日（金）	「通年議会」、「反問権」、「各派の位置付け」について協議し、メリットデメリットについて、再度考えることとする。	
第22回	10月31日（水）	前回課題となっていた「通年議会」、「反問権」、「各派代表者会議の位置付け」について協議する。「通年議会」と「反問権」は条例化する方向とし、「各派代表者会議の位置付け」については、現状のままとする。「通年議会」、「反問権」は当局も影響が大きいことから、まず正副委員長と当局で協議を行うこととする。さらに、条例の素案についても協議し、条例素案について、大項目を目的、中項目を戦略、小項目を戦術と書き直してたたき台をつくることとする。	
	11月20日（火）	本委員会は、当局と「通年議会」、「反問権」について協議し、意見交換を行う。	当局との 打ち合わせ会
第23回	11月21日（水）	昨日実施した当局との協議を踏まえ、「通年議会」について協議し、課題について全国市議会議長会に確認することとする。	
第24回	11月29日（木）	全国市議会議長会法制担当に確認したことを踏まえ、「通年議会」について協議し、「通年議会」を実施している四日市市議会の状況を聞くこととする。今後、「通年議会」について協議するときは、打ち合わせ会として議論することを決める。	
第25回	12月12日（水）	委員から提出された条例案の素案について協議する。四日市市議会の「通年議会」に関する調査結果について協議する。	
第26回	12月27日（木）	各委員から提出された条例案の素案について協議する。基本条例の語尾は「ですます調」と決定する。	
第27回	平成25年 1月9日（水）	条文の市政と市勢について、行政と議会の関係について協議する。「前文」、「行政と議会の関係」、「素案の章立て」、「議場内情報の共有化、請願趣旨の聴取、討議、反問権、見直し手続き」について協議する。	
第28回	1月23日（水）	「行政と議会の関係」について協議する。	
第29回	1月30日（水）	創志会の条例素案をベースに行政と議会の関係を盛り込んだ素案について協議する。条文の主語について整理し、その中で主語の使い方についても法制担当と相談することとする。「②市民参加」の名称について検討したが、これまでの経緯等を勘案してそのまま決める。	
第30回	2月13日（水）	法制担当と調整した条例素案について協議する。資料に基づき、項目の漏れについて検討する。	

開催	年 月 日	委員会の内容	備考
第31回	3月7日(木)	法制担当と調整した素案に基づき、条文について協議する。その結果、条文については法制担当のものを基本的に使うことを決める。また、議運から本委員会にゆだねられた諸課題についても協議する。	
第32回	3月19日(火)	法制担当と調整した条例素案について協議する。	
第33回	3月29日(金)	条例素案の前文について協議し、決定する。	
第34回	4月5日(金)	条例の逐条解説について協議し、多少時間かけても納得できるものをつくることを確認する。パブリックコメントの期間や載せる逐条解説の作成の進捗状況を見ながら議案上程の時期を考えると、議案上程が9月議会となり、6月議会に特別委員会の改選を行っても、当委員会委員は継続することを決める。	
第35回	4月23日(火)	条例素案について、総務課からの修正案が提出されたので、各委員は打ち合わせ会に備えることとする。	
第36回	5月28日(火)	周東副委員長から、副委員長の辞任届が提出されたため、委員会で辞任を許可する。その後空席となった副委員長の互選を行い、副委員長は森山委員を選任する。委員会閉会后、当局との打ち合わせ会を行う。	
	5月28日(火)	打ち合わせ会には、地方主権調査特別委員、副市長、総合政策部長、総務部長、財政部長、総務課長、議会事務局長、議事課長出席で行われ、条例素案の条文ひとつひとつについて協議を行う。	当局との打ち合わせ会
第37回	6月6日(木)	条例素案について、5月28日に実施した打ち合わせ会の結果、新たな課題が出てきたので、その検討を行う。	
第38回	6月18日(火)	条例素案について、第22条を2つの条文に分けて、第22条と第23条とすることを決める。	
第39回	7月4日(木)	条例素案について、法制担当からの再検討部分について及び逐条改正について協議する。	
第40回	7月10日(水)	条例素案の逐条解説について協議する。今後の日程については、パブリックコメントの期間を8月1日から30日までの30日間とし、その後全員協議会を開催して、9月議会の後半のときに上程することを決める。	
第41回	7月16日(火)	条例素案の逐条解説について協議する。なお、条例素案及び逐条解説についての協議は今回で終了とする。	
第42回	9月5日(木)	パブリックコメントの市民からの意見について協議し、意見に対する市議会の考えについて決定する。	
	9月6日(金)	全員協議会を開催し、議会基本条例案について議員全員に説明を行う。	全員協議会
	9月18日(水)	平成25年第3回定例会において、桐生市議会基本条例を可決。	本会議
	10月1日(火)	議会基本条例施行。	条例施行日
第43回	11月11日(月)	議会基本条例施行に伴い、本議会に影響する条文の運用について協議する。また、本特別委員会の方向性について協議する。	
第44回	平成26年 2月25日(火)	逐条解説について協議し、決定する。また、本条例の運用等について、一部協議する。	
第45回	4月2日(水)	第26条の委員間討議の運用について協議し、委員会での進め方を決める。	
第46回	4月17日(木)	第25条第3項の委員会視察の成果を市長に提言、第26条の委員間討議に関する記録の取り扱い、第30条の見直し手続きについて協議し、それぞれの運用について決める。6月議会に最終報告を行うことを決める。	
第47回	5月20日(火)	最終報告書を確認し、全員一致で了承する	
	6月18日(水)	平成26年第2回定例会において、地方主権調査特別委員会委員長最終報告を可決。	本会議